

(趣旨)

第1条 東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程によるものとする。

(料金)

第2条 本院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（公的医療保険（日本国のものを指す。以下同じ。）に加入していない者（生活保護受給者を除く。）については、30円）を乗じて得た額（ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額）とする。

(1) 特別床使用料

プラン A 普通室の料金に1日につき231,000円(210,000円)を加算する。

プラン B 普通室の料金に1日につき105,600円(96,000円)を加算する。

プラン C 普通室の料金に1日につき94,600円(86,000円)を加算する。

プラン D 普通室の料金に1日につき82,500円(75,000円)を加算する。

プラン E 普通室の料金に1日につき60,500円(55,000円)を加算する。

プラン F 普通室の料金に1日につき60,500円(55,000円)を加算する。

プラン G 普通室の料金に1日につき55,000円(50,000円)を加算する。

特別床 H 普通室の料金に1日につき25,850円(23,500円)を加算する。

特別床 I 普通室の料金に1日につき5,500円(5,000円)を加算する。

特別床 J 普通室の料金に1日につき36,850円(33,500円)を加算する。

特別床 K 普通室の料金に1日につき15,400円(14,000円)を加算する。

特別床 L 普通室の料金に1日につき12,100円(11,000円)を加算する。

注 消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については括弧内の料金とする。

入院日又は退院日については、入院又は退院の時刻にかかわらず1日分の料金とする。

転室した日の特別床使用料は、転入した室の料金とする。

なお、入院時医学管理料は、別途算定する。

(2) 分娩介助料

区分	分娩終了時刻	料金
平日	午前8時30分から午後5時までの間	460,000円
診療時間外及び土曜日、休日	午後5時（土曜日、休日にあつては午前8時30分）から午後10時までの間及び午前6時から午前8時30分までの間	540,000円
深夜	午後10時から午前6時までの間	560,000円

注 1 児を超えるときは1児増すごとに上記の額にそれぞれ百分の八十相当額を加算する。

- (3) 新生児管理保育料 1日につき 11,500 円
- (4) 新生児聴覚スクリーニング検査料 1回につき 10,800 円
- (5) サイトメガロウイルスろ紙尿 PCR 検査料 1回につき 5,500 円
- (6) 拡大新生児スクリーニング検査 (入院) 1回につき 6,600 円  
拡大新生児スクリーニング検査 (外来) 1回につき 9,900 円
- (7) 新生児用紙おむつ使用料 1日当たり 440 円  
乳幼児用紙おむつ使用料 1日当たり 660 円  
成人用紙おむつ使用料 1日当たり 660 円
- (8) 薬剤容器料 1個 110 円 (100 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (9) 妊産婦保健指導料 (母親学級) 1回につき 2,200 円  
妊産婦保健指導料 (両親学級) 1回につき 5,500 円  
(母乳外来) 褥婦 1回につき 3,300 円  
妊産婦保健指導料 (母乳育児クラス) 1回につき 1,100 円
- (10) 妊産婦健康診査料 1回につき 3,790 円
- (11) 助産外来指導料 1回につき 4,990 円
- (12) マタニティ・ヨガ 1回につき 1,530 円
- (13) 胎児超音波検査  
イ 胎児超音波検査 妊婦検診の度 1,200 円  
ロ 胎児超音波検査 (中期精密) 妊婦初期・中期に 1回 7,500 円  
ニ リアルタイム三次元胎児超音波検査 1回につき 2,100 円
- (14) 産褥超音波検査料 1回につき 1,200 円
- (15) 育児相談料 1回につき 3,460 円  
育児支援指導料 1回につき 4,180 円
- (16) 分娩相談料 (無痛分娩クラス) 1回につき 2,200 円
- (17) 無痛分娩麻酔管理料

麻酔時間	全ての時間帯で同一料金
10 時間以内	120,000 円
10 時間超	150,000 円

注 麻酔効果が出現する前に分娩または帝王切開が決定し、薬剤投与を中止した場合 (薬剤投与を行わなかった場合を含む) は、処置料として 50,000 円のみ算定する。

- (18) 分娩に関わる薬剤  
プロウペス膈用剤 10m g 1個 25,300 円
- (19) 合併症妊娠相談料  
(初回) 12,400 円  
(2回目以降) 1回につき 3,800 円
- (20) 不育症相談料 1回につき 5,910 円



乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（ジェービック V） 1回につき 9,140 円  
デイスボ乾燥 BCG ワクチン 1回につき 5,890 円  
へモフィルスインフルエンザ菌 b 型（Hib） ワクチン（アクトヒブ）  
1回につき 7,700 円  
2価・4価ヒトパピローマウイルスワクチン（サーバリックス・ガーダシル）  
1回につき 18,700 円  
9価ヒトパピローマウイルスワクチン（シルガード9） 1回につき 28,600 円  
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 1回につき 16,500 円  
4価髄膜炎菌ワクチン（メンクアッドファイ） 1回につき 25,850 円  
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（シングリックス筋注用） 0.5mL  
1回につき 22,000 円  
チキサゲビマブ製剤／シルガビマブ製剤（エバシエルド筋注セット）  
1回につき 3,100 円  
コロナウイルス（SARS-CoV-2） RNA ワクチン（コミナティ） 1回につき 16,500 円  
RS ウイルスワクチン（アレックスビー） 1回につき 28,600 円

(30) 子宮内避妊処置料

器具挿入料 1回につき 27,500 円  
器具挿入料（レボノルゲストレルを使用したもの） 1回につき 88,000 円  
器具抜去料 1回につき 14,300 円  
（麻酔及び注射等により挿入、抜去した場合の費用は別途算定する。）

(31) 体外受精料

卵採取 1回につき 154,000 円  
採卵時に排卵済みで採卵しなかった場合の準備にかかる料金（1回につき） 23,100 円  
媒精＋培養 1回につき 110,000 円  
顕微授精＋媒精＋培養 1～9個 198,000 円  
顕微授精＋媒精＋培養 10～19個 209,000 円  
顕微授精＋媒精＋培養 20個以上 220,000 円  
タイムラプス撮像法を用いた培養（1回につき） 40,700 円  
胚盤胞までの培養（1回につき） 33,000 円  
IVM（未熟卵体外成熟）培養液（1回につき） 66,000 円  
着床前胚染色体異数性検査/着床前胚染色体構造異常検査  
胚 1～2個の場合、1個あたり 110,000 円  
胚 3～9個の場合、1個あたり 104,500 円  
胚 10個以上の場合、1個あたり 99,000 円  
検査結果が判定不能な場合、1個あたり 44,000 円  
卵子・胚凍結保存（1年間、2個まで） 55,000 円  
（1年間、4個まで） 77,000 円  
（1年間、9個まで） 110,000 円  
（1年間、10個以上） 143,000 円

- 卵子・胚凍結保存延長（1年間につき） 33,000円
- 卵巢組織・卵子凍結保存（1年間） 141,000円
- 卵巢組織・卵子凍結保存延長（1年間につき） 38,500円
- 精子凍結保存（1年間） 22,000円
- 精子凍結保存延長（1年につき） 22,000円
- 凍結胚融解 1回につき 55,000円
- 凍結胚融解（5個以上） 77,000円
- 凍結胚再凍結 27,500円
- 凍結精子融解（1回につき） 3,300円
- 胚移植（着床補助剤＋胚孵化補助料込） 1回につき 99,000円
- 子宮内膜刺激術（SEET法）
  - 培養液凍結（1回につき） 5,500円
  - 培養液注入（融解代を含む）（1回につき） 16,500円
  - 着床補助剤（GM-CSF） 1回につき 44,000円
  - 胚孵化法（AHA） 1回につき 16,450円
  - ルティナス膣錠 1個当り 550円
  - ウトロゲスタン膣用カプセル 1錠当り 550円
  - セトロタイド注射（0.25mg） 9,350円
  - ガニレスト皮下注（0.25mg） 9,350円
- (32) 選択通水術 片側 33,000円  
両側 41,800円
- (33) 絨毛穿刺 1回につき 19,800円
- (34) 検査採血料
  - 先天性代謝異常検査  
（ガスリー法）採血料 1回につき 3,300円
  - 卵巢予備能評価  
AMH（抗ミュラー管ホルモン）測定 1回につき 5,890円
- (35) 母体血を用いた出生前遺伝子学的検査料（NIPT） 1回につき 198,000円
- (36) 母体血清マーカー検査（クアトロテストTM） 1回につき 18,300円
- (37) 羊水検査
  - RapidFISH付羊水染色体分析 1回につき 80,040円
  - 22q11.2欠失症候群 FISH法検査＋RapidFISH付羊水染色体分析  
1回につき 125,400円
  - 羊水 $\alpha$ フェトプロテイン（AFAFP）検査 1回につき 14,040円
  - 羊水アセチルコリンエステラーゼ検査 1回につき 14,040円
  - サイトメガロウイルス羊水PCR検査 1回につき 58,300円
  - トキソプラズマ羊水PCR検査 1回につき 73,700円
- <オプション>
  - MutSeq（1箇所）（母体血混入試験併施） 1回につき 67,760円

- MutSeq (2箇所) (母体血混入試験併施) 1回につき 84,260円  
 MutSeq (3箇所) (母体血混入試験併施) 1回につき 100,760円
- (38) 絨毛検査  
 RapidFISH付絨毛染色体分析 1回につき 98,520円  
 22q11.2欠失症候群 FISH法検査+RapidFISH付絨毛染色体分析  
 1回につき 141,900円  
<sup>SM</sup>SNP マイクロアレイ 1回につき 175,520円  
 流死産絨毛・胎児組織 (POC) 染色体分析 1回につき 87,520円  
 流死産絨毛・胎児組織 (POC) Reveal<sup>SM</sup>SNP マイクロアレイ 1回につき 120,520円  
 Rapid FISH付 出生前 SNP マイクロアレイ (直接法) 1回につき 168,040円  
 出生前 SNP マイクロアレイ (直接法) +RapidFISH付+染色体分析 (5細胞)  
 1回につき 206,540円
- <オプション>  
 MutSeq (1箇所) (母体血混入試験併施) 1回につき 67,760円  
 MutSeq (2箇所) (母体血混入試験併施) 1回につき 84,260円  
 MutSeq (3箇所) (母体血混入試験併施) 1回につき 100,760円
- (39) 遺伝診察/カウンセリング料  
 初回 30分まで  
 (出生前診断に関して他院にてカウンセリング実施済の場合に限る) 8,030円  
 初回 60分まで 12,940円  
 初回 60分以降30分ごとに 4,910円  
 2回目以降 30分まで 3,870円  
 2回目以降 30分以降30分ごとに 3,090円
- (40) がん遺伝子検査  
 がんゲノム外来 受診料 60分につき 33,000円  
 オンラインがんゲノム外来 受診料 60分につき 44,000円  
 がん遺伝子パネル検査「NCCオンコパネル」遺伝子解析データ提供料 36,300円  
 早期浸潤性乳がんの術後再発予測のための遺伝子解析 検査料 1回につき 440,000円  
 がん遺伝子パネル検査「Todai OncoPanel」検査料  
 検査が完遂できた場合 913,000円  
 検体の品質・量により解析不能となった場合 148,500円  
 Todai OncoPanel等ゲノム解析用検体搬送料 14,300円
- (41) 腫瘍関連遺伝子検査料  
 HBOC スクリーニング 1回につき 170,500円  
 クイック HBOC 1回につき 247,500円  
 BRCA MLPA 1回につき 38,500円  
 MMR スクリーニング 1回につき 126,500円  
 MLH1/MSH2 MLPA 1回につき 38,500円  
 追加 MLH1/MSH2 MLPA 1回につき 27,500円

APC スクリーニング 1回につき 93,500 円  
APC MLPA 1回につき 38,500 円  
MEN1 MLPA 1回につき 38,500 円  
MEN2 スクリーニング 1回につき 49,500 円  
TP53 スクリーニング 1回につき 93,500 円  
TP53 MLPA 1回につき 38,500 円  
PTEN スクリーニング 1回につき 93,500 円  
PTEN MLPA 1回につき 38,500 円  
RET スクリーニング 1回につき 49,500 円  
RB1 スクリーニング 1回につき 55,000 円  
CancerNEXT (遺伝性腫瘍関連 34 遺伝子)1回につき 390,060 円  
OvaNEXT (婦人科がん関連 25 遺伝子) 1回につき 325,160 円  
BreastNEXT (乳がん関連 17 遺伝子) 1回につき 289,960 円  
GYNplus (卵巣がん及び子宮体がん関連 13 遺伝子) 1回につき 272,360 円  
ColoNext (結腸・直腸がん、あるいはリンチ症候群、家族性大腸ポリープ関連 17 遺伝子) 1回につき 289,960 円  
ProstateNext (前立腺がん関連 14 遺伝子) 1回につき 276,760 円  
PancNext (すい臓がん関連 13 遺伝子) 1回につき 272,360 円  
BrainTumorNext (脳腫瘍、関連する小脳・延髄・脊髄の血管芽細胞関連 27 遺伝子) 1回につき 333,960 円  
MelanomaNext (多発性原発性メラノーマやメラノーマを伴うすい臓がん、腎臓がん関連 8 遺伝子) 1回につき 250,360 円  
RenalNext (腎臓がん関連 19 遺伝子) 1回につき 298,760 円  
CancerNext-Expanded (67 遺伝子) 1回につき 591,360 円  
褐色細胞腫・パラングリオーマ遺伝子検査 1回につき 51,260 円  
遺伝性多発性骨軟骨腫遺伝子検査 1回につき 40,260 円  
ACTRisk (67 遺伝子) 1回につき 331,760 円 (注)  
ACTRisk Care (31 遺伝子) 1回につき 232,760 円 (注)  
CustomNEXT-Cancer (1~5 遺伝子を選択) 1回につき 232,760 円  
Specific Site Analysis (Ambry) 1回につき 40,260 円  
Specific Site Analysis (Other) 1回につき 56,760 円  
ACT LGR associate Assay 1回につき 57,860 円 (注)  
MLPA BRCA1 Assay (MLPA 法) 1回につき 56,760 円 (注)  
MLPA BRCA2 Assay (MLPA 法) 1回につき 56,760 円 (注)  
シングルサイト (ファルコバイオシステムズ) 1 サイト 38,500 円  
シングルサイト (ファルコバイオシステムズ) 2 サイト 55,000 円  
シングルサイト (ファルコバイオシステムズ) 3 サイト 71,500 円  
シングルサイト (Labcorp) MutSeq 1 か所につき 34,940 円  
シングルサイト (かずさ DNA 研究所) (1 箇所)1回につき 15,000 円

シングルサイト (かずさ DNA 研究所) (2 箇所)1 回につき 18,000 円  
シングルサイト (かずさ DNA 研究所) (3 箇所)1 回につき 22,000 円  
シングルサイト (かずさ DNA 研究所) (4 箇所)1 回につき 25,000 円  
シングルサイト (かずさ DNA 研究所) (5 箇所)1 回につき 28,000 円  
ACT Associate Assay (サンガー法) 1 回につき 34,760 円 (注)  
ACT Associate Assay (サンガー法 2 座位目以降の追加料金) 1 座位につき 18,260 円  
上記注の各項目について検体不備による検査不履行となった場合の料金  
1 回につき 22,000 円

(42) 難病・遺伝病関連遺伝子検査料

非典型溶血性尿毒症症候群 (aHUS) 遺伝学的検査 1 回につき 56,650 円  
骨形成不全症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
稀な骨粗鬆症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
遺伝性低リン血症性くる病遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
遺伝性副甲状腺機能亢進症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
副腎疾患遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
成長障害遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
性分化疾患遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
性成熟疾患遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
下垂体機能障害遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
糖代謝異常症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
骨疾患遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
卵巣機能不全症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
遺伝性副甲状腺機能低下症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
嚢胞腎遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
結節性硬化症遺伝子検査 1 回につき 60,500 円  
神経線維腫症遺伝子検査 1 回につき 45,000 円  
sanger 法による単一エクソン解析 1 回につき 22,000 円  
sanger 法による単一エクソン解析 追加 1 箇所につき 14,300 円

(43) 耐性変異検査料

HCV DCV 耐性変異 (L31/Y93) 測定 1 回につき 16,100 円  
HCV RNA コアジェノタイプ検査+HCV DCV 耐性変異 (L31/Y93) 測定  
1 回につき 20,640 円

(44) 血液型およびその抗体検査

赤血球抗原詳細検査 (キメラ・モザイク等診断用フローサイトメトリー) 1 回につき 11,000 円  
HPA 抗原検査 (PCR-SSOP) 1 回につき 11,000 円  
HNA 抗原検査 (PCR-SSP) 1 回につき 16,500 円  
HPA 不適合診断 (母親由来セルフリー-DNA を用いた特殊 PCR 法による DNA タイピング)  
1 回につき 16,500 円  
HPA 抗体検査 (MPHA、PIFT、MAIPA) 1 回につき 44,000 円



- HNA 抗体検査 (GIFT、MAIGA) 1 回につき 55,000 円
- (45) 造血幹細胞移植関連検査  
HLA-A,B,C,DR 遺伝子型検査 (PCR-rSSO) 55,000 円  
HLA-A 遺伝子型検査 (PCR-rSSO) 20,900 円  
HLA-B 遺伝子型検査 (PCR-rSSO) 20,900 円  
HLA-C 遺伝子型検査 (PCR-rSSO) 20,900 円  
HLA-DR 遺伝子型検査 (PCR-rSSO) 20,900 円  
抗 HLA 抗体検査 44,000 円
- (46) その他抗体検査料  
SARS-CoV-2 抗体検査 1 回につき 15,400 円  
全身性強皮症関連抗体検査 1 回につき 34,500 円  
筋炎関連抗体検査 1 回につき 36,500 円  
全身性強皮症・筋炎関連抗体検査 1 回につき 56,300 円
- (47) 歯科領域の諸料金 別表 1～別表 4 のとおり
- (48) 形成外科・美容外科領域の諸料金 別表 5 のとおり
- (49) 特定機能病院の初診及び再診に関する定額負担  
紹介状のない初診の場合 13,200 円 (12,000 円)  
他の医療機関へ紹介を行ったにもかかわらず受診した再診の場合 4,680 円 (4,250 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (50) 診療時間以外の時間における診療に係る特別の料金  
緊急の受診の必要性はないが、患者が自己の都合により診察を希望し、受診した場合 11,000 円 (10,000 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (51) 予約に基づく診察 (選定療養) の負担額 11,000 円 (10,000 円)  
臨床心理士による心理療法を併用する診療料 4,400 円 (4,000 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (52) 特別診察室使用料 1 回につき 11,000 円 (10,000 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (53) 治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金については、第 1 項の本文に規定する料金の額を準用する。
- (54) 病衣貸与料 1 日につき 100 円 (96 円)  
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (55) 診療録等複写料 (電子式複写) 1 枚につき 20 円  
診療録等複写料 (CD-R) 1 枚につき 5,500 円

- (56) X線画像情報提供料 (CD-R/DVD-R 複写) 1枚につき 1,100円
- (57) X線フィルム複写料 1枚につき  
半切 830円  
大角 690円  
大四ツ切 590円  
四ツ切 490円  
六ツ切 380円
- (58) レーザー治療料金(皮膚)  
治療面積が1cm<sup>2</sup>以下 1回につき 10,480円  
治療面積が9cm<sup>2</sup>以下 1回につき 15,820円  
治療面積が25cm<sup>2</sup>以下 1回につき 22,100円  
治療面積が100cm<sup>2</sup>以下 1回につき 34,780円  
治療面積が200cm<sup>2</sup>以下 1回につき 53,950円  
治療面積が300cm<sup>2</sup>以下 1回につき 73,130円  
治療面積が400cm<sup>2</sup>以下 1回につき 92,300円
- (59) 入院期間が180日を超える入院に係る特定療養費の料金  
本院の一般病棟及び通算対象となる入院料を算定するその他の医療機関での厚生労働大臣が別に定める方法により計算した入院期間が通算して180日を超える入院(別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。)1日につき、入院基本料の基本点数の100分の15とする。(点数に1点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入する。)
- (60) 交通事故等の診療内容に関する照会手数料 30分につき 5,500円  
自費診療単価(交通事故) 1点あたり 20円
- (61) 鍼灸治療 1回につき 7,700円
- (62) 先進医療  
ゲムシタピン静脈内投与、ナブ-パクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う膵臓がん 1回につき 10,100円  
ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法) 1回につき 28,000円  
細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法) 1回につき 27,000円  
子宮内膜刺激術(SEET法)  
培養液凍結 1回につき 5,500円  
培養液注入(融解代含む) 1回につき 16,500円  
子宮内膜受容能検査(ERA)  
(初回) 132,000円  
(2回目以降) 1回につき 110,000円  
子宮内細菌叢検査(EMMA) 1回につき 55,000円  
子宮内細菌叢検査(ALICE) 1回につき 44,000円  
ERA、EMMA、ALICE検査(同時に行う場合) 1回につき 165,000円  
子宮内細菌叢検査2  
(初回) 45,100円

- (2回目以降) 1回につき 34,100円
- 二段階胚移植術 1回につき 154,000円
- 生体肝移植術(切除が不可能な肝門部胆管がん) 1回につき 2,687,120円  
(切除が不可能な転移性肝がん(大腸がんから転移したものであって、大腸切除後の患者に係るものに限る。)) 1回につき 2,476,800円
- 子宮腺筋症病巣除去術 1回につき 352,500円
- タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 1回につき 40,700円
- (63) 患者申出療養
- マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療  
1連につき 375,620円
- 患者申出療養外来相談料 1回につき 44,000円  
(健康保険法第63条第4項等に規定する意見書その他必要な書類を作成する場合を含む)
- (64) 選定療養  
(制限回数を超えて行う診療)
- 腫瘍マーカー  $\alpha$ -フェトプロテイン (AFP) 1,270円
- 腫瘍マーカー 癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定 1,270円
- 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用 13,750円
- 間歇スキャン式持続血糖測定器(専用読み取り機付き)の使用 17,270円
- (65) パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS-1内服併用療法
- 2回目以降のパクリタキセル経静脈・腹腔内投与1回あたり(外来) 38,500円
- 審査腹腔鏡、腹腔ポート留置 605,000円
- (66) セカンドオピニオン外来料 30分につき 22,000円
- 60分につき 44,000円
- オンラインセカンドオピニオン料金(30分未満) 44,000円  
(30分越え60分まで)(最長60分) 88,000円
- (67) 形成外科・血管腫硬化療法 11,000円
- (68) 死後処置料 13,200円
- 寝巻き(M、Lサイズ) 1,880円
- 寝巻き(LOサイズ) 2,530円
- 新生児用棺
- 大 11,000円
- 小 11,000円
- (69) 入院食事料
- 特別メニュー差額料金 1食につき 260円(231円)
- グラン食(和食) 1食につき 1,490円(1,350円)
- グラン食(洋食) 1食につき 1,160円(1,050円)
- 小児付き添い食 1食につき 946円(860円)
- 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (70) 保険適用外医薬品  
遺伝子組換え卵胞刺激ホルモン フォリスチム注 75 75 単位/バイアル 4,190 円
- (71) 人間ドック (基本検診及びオプション)  
<基本検診>  
上部消化管内視鏡検査を含む 74,250 円  
上部消化管内視鏡検査を含まない 63,250 円  
<オプション>  
心血管ドック 63,250 円  
脳血管ドック 49,500 円  
膵がんドック 36,300 円  
大腸がん検診 33,000 円  
子宮がん検診 12,650 円  
乳がん検診 11,000 円  
肺がん検診 18,700 円  
腫瘍マーカー検診 12,650 円  
胃がんリスク検診 8,800 円  
上部消化管内視鏡検査 (後日実施の場合) 18,700 円  
物忘れ検診 4,400 円  
睡眠ドック 19,800 円
- (72) 人間ドック (2日間集中コース)  
男性 550,000 円  
女性 600,000 円
- (73) 国際検診  
男性 1,100,000 円  
女性 1,210,000 円
- (74) 角膜クロスリンキング (片眼) 253,000 円  
(両眼) 506,000 円  
(追加1眼あたり) 165,000 円
- (75) 4倍希釈自己血清点眼液 (作成1回につき) 16,500 円
- (76) フィブラスト声帯内注射 (1回につき) 51,700 円
- (77) 肝胆膵領域手術後 (肝移植を含む) の門脈及び静脈ステント留置術  
局所麻酔下 660,000 円  
全身麻酔下 770,000 円
- (78) ロボット支援下手術  
ロボット支援下腹腔鏡下子宮全摘術 1,265,000 円
- (79) 腹腔鏡下経腹的子宮頸管縫縮術 1回につき 786,500 円
- (80) メンタルヘルスに関する家族相談料  
初回 60分以内 18,000 円

初回 60分を超えた場合、30分増すごと 3,000円  
 2回目以降 30分以内 4,000円  
 2回目以降 30分を越えた場合、30分増すごと 3,000円

(81) リンパ浮腫の複合的治療 1回につき 7,700円

(82) 入院セット料 (タオル・病衣) 1日当たり 660円 (600円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(83) アメニティーセット料

一般病棟用 1セット当たり 760円 (691円)

集中治療病棟用 1セット当たり 3,340円 (3,037円)

<オプション>

携帯用電動髭剃り 1個 1,620円 (1,473円)

生理用品 (24枚入り) 1個 550円 (500円)

撥水性皮膚保護剤 1個 1,460円 (1,328円)

おしり拭き 1個 440円 (400円)

泡状皮膚清拭剤 1個 1,060円 (964円)

シャンプー 1個 210円 (191円)

Box ティッシュ 1個 120円 (110円)

不織布ガーゼ 1個 1,470円 (1,337円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(84) オンライン診療における情報通信機器利用料 1回につき 500円

(85) 診療券再発行料 220円

(86) 文書料

	名称	内容	料金 (1通あたり)
イ	診断書料	病院所定の様式による診断書	5,500円
ロ	死亡診断書料	公務所に提出する死亡診断書又は死体検案書	8,800円
ハ	保険会社等診断書料	保険会社又は共済組合の様式による診断書	13,200円
ニ	特殊診断書料	その他の診断書・医学的判断に基づく意見書	8,800円
ホ	出産等証明書料	出生証明書、妊娠証明書その他の出産・死産に関する証明書	5,500円
へ	特殊証明書料	医学的判断に基づく証明書(ホに掲げるものを除く。)	7,700円
ト	一般文書料	その他の医師が作成する文書	4,400円
チ	簡易文書料	事務職員が作成する文書	3,300円

(87) 外国語文書料

外国語で作成する診断書、意見書、証明書及び診療情報提供書 16,500円

2 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤における患者の費用負担については、厚生労働大臣

の定める基準によるものとする。

3 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

4 前三項の規定にかかわらず同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度、病院長が定める。

(入院預り金及び連帯保証人)

第3条 入院をする者(日帰り入院及び次条に定める公的医療保険未加入者に対する生体肝移植を除く。)は、次の各号に掲げる者を除き、入院時に入院預り金を納めるとともに、連帯保証人を立てなければならない。

(1) 「クレジットカードによる入院費用支払保証書」を提出した者

(2) 「入院医療費保証サービス申込書兼契約書」を提出した者

(3) 公費負担医療制度(結核医療を除く。)に基づき受給者に交付される書類を提出した者

(4) 交通事故又は労働災害による傷病に対する診療を受ける者

3 前項の入院預り金は、退院日または退院日以降の診療等の料金の徴収時に精算する。

4 連帯保証人の極度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 保険診療 1,000,000円

(2) 美容形成 1,000,000円

(3) 正常分娩 1,000,000円

(4) 保険適用外診療(第2号及び第3号を除く。) 1,500,000円

(公的医療保険未加入者の生体肝移植における入院預り金)

第4条 生体肝移植を受ける者が公的医療保険に加入していないときは、生活保護医療券を提出した場合を除き、入院時に入院預り金として一入院につき15,000,000円を納めなければならない。

2 前項の入院預り金は、診療等の料金の確定後(ドナー分含む)に精算する。

(時間外預り金)

第5条 本院が定める営業時間外(次に掲げる時間帯をいう。以下同じ。)に外来診療を受ける者は、「クレジットカード支払申込書(時間外)」を提出した者並びに第3条第1項第3号及び第4号に定める者を除き、受診時に時間外預り金を収めなくてはならない。

(1) 平日の午後5時から翌日午前8時30分

(2) 土曜日、日曜日、祝日

(3) 12月28日午後5時から1月4日午前8時30分

2 時間外預り金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公的医療保険の被保険者証を提示した者 5,000円

(2) 公的医療保険の被保険者証を提示しなかった者 15,000円

3 時間外預り金は、受診日の翌営業日以降に精算する。

(徴収)

第6条 外来患者に係る診療等の料金は、営業時間内の受診については受診日に徴収し、営業時間外の受診については受診日から10日以内の営業日に精算する。

2 入院患者に係る診療等の料金は、毎月1日から末日までの分を翌月に徴収し、退院時に確定した当

月分については退院時に徴収する。

(その他)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める細則による。

附則

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、この規程の適用日前に入院した者にかかる第2条第1項ロの分べん介助料については、なお従前どおりとする。

附則

この規則は、平成年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項マの規定については、平成18年5月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年10月4日から施行する。

附則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附則



この規則は、平成21年1月19日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年10月26日から施行する。

附則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年2月16日から施行する。

附則

この規則は、平成22年3月16日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年11月4日から施行する。

附則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年8月9日から施行する。

附則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年10月3日から施行する。

附則

この規則は、平成23年10月25日から施行する。

附則

この規則は、平成23年12月16日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月9日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月23日から施行する。

附則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年10月9日から施行する。

附則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年11月12日から施行する。

附則

この規則は、平成25年1月15日から施行する。

附則

この規則は、平成25年2月27日から施行する。

附則

この規則は、平成25年5月28日から施行する。

附則

この規則は、平成25年7月2日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年7月23日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年1月6日から施行する。

附則

この規則は、平成26年1月27日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第38号の規定うち、肉眼的腹膜播種陽性または腹水細胞診陽性の胃がん（第Ⅱ相試験）1回につき5,000円については、平成25年8月1日から適用し、抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査1回につき35,000円については、平成26年1月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月22日から施行する。

附則

この規則は、平成26年8月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成26年5月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年9月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成26年6月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年9月9日から施行する。

附則

この規則は、平成26年10月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程の規定は、平成26年9月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年12月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第2号並びに同12号については、平成27年1月1日から適用する。

附則

この規則は、平成27年3月3日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第20号については、平成27年5月7日から適用する。

附則

この規則は、平成27年5月12日から施行する。

附則

この規則は、平成27年7月8日から施行する。

附則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年10月26日から施行する。

附則

この規則は、平成27年11月2日から施行する。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年8月1日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第19号及び20号については、平成28年7月12日から適用する。

附則

この規則は、平成28年9月26日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第51号の規定うち、高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術1回につき352,500円については、平成28年7月1日から適用し、切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法1回につき16,500円については、平成28年9月1日から適用する。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年10月14日から施行する。

附則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月10日から施行する。

附則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年7月4日から施行する。

附則

この規則は、平成29年7月25日から施行する。

附則

この規則は、平成30年9月3日から施行する。

附則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年10月10日から施行する。

附則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月3日から施行する。

附則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年6月8日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

附則

この規則は、平成30年6月14日から施行する。

附則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年9月3日から施行する。

附則

この規則は、平成30年10月16日から施行する。

附則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年1月21日から施行する。

附則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年2月12日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月2日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第2号および16号については令和元年7月1日からの適用とする。

附則

この規則は、令和元年9月3日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

附則

この規則は、令和2年1月21日から施行する。

附則

この規則は、令和2年2月6日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。

附則

この規則は、令和2年5月12日から施行する。ただし、施行日前から継続治療中の者については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年6月3日から施行する。

附則

この規則は、令和2年6月10日から施行する。

附則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年7月16日から施行する。

附則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和2年8月4日から施行する。改正後の第2条第1項第73号の文書料にかかる規定は、令和2年7月1日から適用する。

2 東京大学医学部附属病院諸料金規程施行細則は、廃止する。

附則

この規則は、令和2年8月21日から施行する。ただし、第2条第1項第24号、第37号及び改正後の第63号の規定並びに同項第54号の次に1号を加える改正規定については、同年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年9月16日から施行する。ただし、第2条第1項第38号については、同年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年5月11日から施行する。ただし、同月31日までの間の第2条第1項第25号「肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）」におけるニューモバックス NP バイアルの使用については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年6月8日から施行する。

附則

この規則は、令和3年7月14日から施行する。

附則

この規則は、令和3年7月20日から施行する。

附則

この規則は、令和3年10月12日から施行する。

附則

この規則は、令和3年11月9日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月16日から施行する。ただし、第2条第1項第6号にかかる改正規定については、令和4年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月7日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月21日から施行する。ただし、第2条第1項第55号にかかる改正規定については令和4年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月26日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月7日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月5日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月26日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月18日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月6日から施行する。ただし、第2条第1項第78号にかかる改正規定については令和4年12月12日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月20日から施行する。

附則

この規程は、令和5年1月10日から施行する。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第79号にかかる改正規定については令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月13日から施行する。

附則

この規程は、令和5年8月8日から施行する。

附則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。



附則

この規程は、令和5年11月21日から施行する。

附則

この規程は、令和5年12月19日から施行する。

附則

この規程は、令和5年12月26日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月16日から施行する。ただし、第2条第1項第6号にかかる改正規定については、令和6年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月20日から施行する。

附則

この規程は、令和6年9月3日から施行する。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月17日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月24日から施行する。

附則

この規程は、令和7年1月21日から施行する。

[別表1](#) 保険適用外の料金

[別表2](#) 差額徴収の対象となる料金

[別表3](#) 特定療養費に係わる金属床総義歯の料金

[別表4](#) 特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

別表 5 形成外科・美容外科領域の諸料金

## 沿革

### 東京大学医学部附属病院諸料金規程

#### 体系情報

□第7編 経理及び諸料金

#### 沿革情報

◆昭和50年05月01日 制定

◇昭和51年05月25日

◇昭和51年09月13日

◇昭和53年06月06日

◇昭和57年10月01日

◇平成01年04月01日

◇平成01年09月14日

◇平成03年01月01日

◇平成03年08月01日

◇平成03年10月31日

◇平成03年11月25日

◇平成03年12月24日

◇平成04年04月01日

◇平成04年08月20日

◇平成06年06月01日

◇平成07年08月02日

◇平成08年07月01日

◇平成08年07月30日

◇平成08年12月26日

◇平成09年01月20日

◇平成09年05月19日

◇平成09年09月10日

◇平成10年06月01日

◇平成12年03月23日

◇平成12年05月01日

◇平成12年06月01日

◇平成12年12月01日

◇平成13年01月01日

◇平成13年02月01日

◇平成13年09月22日

◇平成14年01月31日  
◇平成14年02月28日  
◇平成14年03月26日  
◇平成14年12月02日  
◇平成15年07月28日  
◇平成16年02月19日  
◇平成16年04月01日  
◇平成16年08月01日  
◇平成16年09月01日  
◇平成16年12月01日  
◇平成17年02月01日  
◇平成17年03月01日  
◇平成17年04月01日  
◇平成17年05月01日  
◇平成17年09月01日  
◇平成17年10月01日  
◇平成17年11月01日  
◇平成17年12月01日  
◇平成18年01月01日  
◇平成18年03月01日  
◇平成18年04月01日  
◇平成18年05月01日  
◇平成18年06月01日  
◇平成18年07月01日  
◇平成18年09月01日  
◇平成18年10月01日  
◇平成18年10月04日  
◇平成18年11月01日  
◇平成18年12月01日  
◇平成19年01月01日  
◇平成19年05月01日  
◇平成19年06月01日  
◇平成19年07月01日  
◇平成20年01月01日  
◇平成20年02月01日  
◇平成20年04月01日  
◇平成20年04月01日  
◇平成20年05月01日  
◇平成20年05月20日

◇平成20年06月01日  
◇平成20年07月01日  
◇平成21年01月01日  
◇平成21年01月19日  
◇平成21年04月01日  
◇平成21年05月01日  
◇平成21年06月01日  
◇平成21年07月01日  
◇平成21年08月01日  
◇平成21年09月01日  
◇平成21年10月26日  
◇平成21年11月01日  
◇平成21年12月01日  
◇平成22年02月16日  
◇平成22年03月16日  
◇平成22年04月01日  
◇平成22年04月01日  
◇平成22年06月01日  
◇平成22年06月01日  
◇平成22年07月01日  
◇平成22年10月01日  
◇平成22年11月04日  
◇平成23年02月01日  
◇平成23年04月01日  
◇平成23年07月01日  
◇平成23年08月01日  
◇平成23年08月09日  
◇平成23年09月01日  
◇平成23年10月01日  
◇平成23年10月03日  
◇平成23年10月25日  
◇平成23年12月16日  
◇平成24年04月01日  
◇平成24年04月09日  
◇平成24年04月23日  
◇平成24年06月01日  
◇平成24年09月01日  
◇平成24年10月09日  
◇平成24年11月01日

◇平成24年11月12日  
◇平成25年01月15日  
◇平成25年02月27日  
◇平成25年05月28日  
◇平成25年07月02日  
◇平成25年07月16日  
◇平成25年07月23日  
◇平成25年10月01日  
◇平成25年11月12日  
◇平成26年01月27日  
◇平成26年03月20日  
◇平成26年07月22日  
◇平成26年08月01日  
◇平成26年09月01日  
◇平成26年09月09日  
◇平成26年10月01日  
◇平成26年11月25日  
◇平成27年03月03日  
◇平成27年03月31日  
◇平成27年05月12日  
◇平成27年07月07日  
◇平成27年08月01日  
◇平成27年09月01日  
◇平成27年10月01日  
◇平成27年10月20日  
◇平成27年11月02日  
◇平成28年01月01日  
◇平成28年02月01日  
◇平成28年03月01日  
◇平成28年04月01日  
◇平成28年08月01日  
◇平成28年09月26日  
◇平成28年10月01日  
◇平成28年10月14日  
◇平成28年10月18日  
◇平成28年11月29日  
◇平成29年02月28日  
◇平成29年04月04日  
◇平成29年05月01日

◇平成29年06月01日  
◇平成29年06月01日  
◇平成29年07月04日  
◇平成29年07月25日  
◇平成29年08月08日  
◇平成29年09月01日  
◇平成29年10月10日  
◇平成29年11月10日  
◇平成29年12月01日  
◇平成29年12月26日  
◇平成30年03月06日  
◇平成30年04月03日  
◇平成30年05月15日  
◇平成30年06月08日  
◇平成30年06月14日  
◇平成30年07月31日  
◇平成30年10月16日  
◇平成30年10月30日  
◇平成31年01月08日  
◇平成31年01月21日  
◇平成31年01月29日  
◇平成31年03月05日  
◇平成31年04月02日  
◇令和元年09月03日  
◇令和元年09月24日  
◇令和元年10月29日  
◇令和02年01月14日  
◇令和02年01月21日  
◇令和02年02月12日  
◇令和02年03月24日  
◇令和02年04月10日  
◇令和02年05月12日  
◇令和02年06月01日  
◇令和02年06月03日  
◇令和02年06月10日  
◇令和02年07月01日  
◇令和02年07月16日  
◇令和02年08月01日  
◇令和02年08月04日

◇令和02年08月21日  
◇令和02年09月16日  
◇令和02年10月01日  
◇令和03年02月01日  
◇令和03年04月01日  
◇令和03年05月11日  
◇令和03年06月01日  
◇令和03年06月08日  
◇令和03年07月14日  
◇令和03年07月20日  
◇令和03年10月12日  
◇令和03年11月09日  
◇令和03年11月16日  
◇令和03年12月07日  
◇令和03年12月21日  
◇令和04年04月26日  
◇令和04年06月07日  
◇令和04年07月01日  
◇令和04年07月05日  
◇令和04年07月26日  
◇令和04年09月29日  
◇令和04年10月18日  
◇令和04年12月06日  
◇令和04年12月20日  
◇令和05年01月10日  
◇令和05年02月28日  
◇令和05年06月06日  
◇令和05年06月13日  
◇令和05年08月08日  
◇令和05年09月01日  
◇令和05年11月01日  
◇令和05年11月21日  
◇令和05年12月19日  
◇令和05年12月26日  
◇令和06年03月05日  
◇令和06年03月12日  
◇令和06年03月19日  
◇令和06年04月16日  
◇令和06年06月04日



- ◇令和06年06月25日
- ◇令和06年08月20日
- ◇令和06年09月03日
- ◇令和06年10月01日
- ◇令和06年10月22日
- ◇令和06年12月17日
- ◇令和06年12月24日
- ◇令和07年01月21日